

の会 会則（規約）

（名称）

第1条 この会は、 の会（以下「本会」）という。

（目的）

第2条 本会は、 を目的とする。

申請書の「目的」欄と整合していること
広く市民の公益に資する活動 = 公益活動
を行うことが目的であること

（事業）

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般市民を対象にした、 活動
- (2)
- (3)
- (4) ...

会の実情に応じて記入
申請書の「公益活動の内容」欄
および
状況票の「活動内容・事業内容」欄
と整合していること
活動の対象者が、「会員限定」では
なく、「広く一般市民」対象であること
を明記すること
公益と認められる活動であること

（組織）

第4条 本会は、目的に賛同する者により組織する。

（入退会）

第5条 本会へ入会又は退会するものは、代表者に申し出る。

（役員）

第6条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 代表者 名
- (2) 副代表 名
- (3) 会計 名
- (4) 書記 名
- (5) 名

会の実情に応じて決める

（役員を選任）

第7条 役員は、 により選任する。 会の実情に応じて決める

（役員任期）

第8条 役員任期は（ 月 日から ） 年とし、再任を妨げない。

（役員職務）

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 代表者は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副代表は、代表者を補佐する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 書記は、本会の会議を記録し、必要な広報を行う。
- (5)は、 を行う。

(役員)第6条で定めた
役員毎に決める

（会議）

第10条 本会の会議は、役員会とする。

（役員会）

第11条 代表者はこの会の運営に必要な事項を協議決定するため、定期的に（又は必要に応じて）役員会を開催する。

2. 役員会は、代表者が議長となり、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業の計画および実績に関すること
- (2) 収支予算および決算に関すること

- (3) 会則の改廃に関する事
- (4) 役員を選任に関する事
- (5) 会費に関する事
- (6) その他会の重要事項

(入会金)

第 12 条 本会の入会金は 円とし、会計へ納入する。

(差し替え文例)

本会は入会金を徴収しない。

(会費)

第 13 条 本会の会費は 円/月とし、 ヶ月毎(又は毎月)に会計へ納入する。

(差し替え文例)

本会は会費を徴収しない。

(経費)

第 14 条 本会の経費は、入会金、会費、参加費、寄付金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わる。

附 則

この会則(又は規約)は、令和 年 月 日から適用する。